法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第１～第４　略］ 第５　特定個人情報保護評価の実施手続 ［１～４　略］ ５　特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 ６　［略］ ［第６～第12　略］ 別表　［略］ ［様式１～様式４　略］ ［第１～第４　略］ 第５　特定個人情報保護評価の実施手続 ［１～４　略］ ５　特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性の有無について検討を行うものとする。評価実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、第６の２(2)の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は第７の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。 ６　［略］	目次 ［第１～第４　同左］ 第５　特定個人情報保護評価の実施手続 ［１～４　同左］ ［加える。］ ５　［同左］ ［第６～第12　同左］ 別表　［同左］ ［様式１～様式４　同左］ ［第１～第４　同左］ 第５　特定個人情報保護評価の実施手続 ［１～４　同左］ ［加える。］ ５　［同左］

［第６～第12　略］
別表　［略］
［様式１～様式４　略］

［第６～第12　同左］
別表　［同左］
［様式１～様式４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千百二十八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、みその日本農林規格（令和四年農林水産省告示第六百五十九号）（ＪＡＳ〇〇二二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和四年農林水産省告示第六百六十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千百三十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、みその生産行程についての検査方法（令和四年農林水産省告示第六百六十五号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十四日から施行する。

令和七年七月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

総務省
国土交通省
○農林水産省告示第二号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十五日

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
渡島	北海道北斗市の全域	北斗市	北斗市産業振興促進計画	令和七年七月一日
	北海道亀田郡七飯町の全域	七飯町	七飯町産業振興促進計画	令和七年七月一日
積丹	北海道古宇郡泊村の全域	泊村	泊村産業振興促進計画	令和七年七月一日